

(案)

平成 24 年 6 月 日

所 属 長 様

財 政 局 税 務 総 長

市税に係る減免措置について（照会）

市税に係る減免措置（以下「減免」という。）については、大阪州市税条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）の各規定に基づき実施しているところです。

今回、市政改革プラン（素案）において、「市税の減免措置を通じた財政的支援について、支援の目的と減免額（支援額）を見える化するとともに、その必要性を再点検し、ゼロベースの見直しを行う。」という戦略のもと、市税の減免については廃止を原則に見直すこととしています。

こうしたことから、現在実施している減免について、本市の政策上の位置づけを明確にするため、減免を適用している事項について、今日的な状況の中での財政支援の必要性及び減免による支援の必要性を検証することとし、本照会を実施することとしたものです。

つきましては、現在、減免を適用している事項について、各局又は各区の政策遂行にあたり、財政支援の必要性及び減免による支援の必要性があると判断されるものがありましたら、次のとおりご回答願います。

記

1 市税の減免措置一覧

別表のとおり。

なお、減免内容については、簡潔に標記していますので、詳細については、お手数ですが、条例又は規則をご参照ください。

2 作成対象

現在、減免を適用している事項について、各局又は各区の政策遂行にあたり、財政支援の必要性があると判断したもの。

3 回答様式

別紙 調査票のとおり。

減免内容が複数におよぶ場合は条例又は規則の規定ごとに一件ずつ調査票を作成してください。

4 提出期限等

平成 24 年 6 月 22 日（金）

調査票の回答ファイルは税務部課税課固定資産税グループ

E-mail: da0007@city.osaka.lg.jp あてメールで提出願います。その際、メールの件名は「市税に係る減免措置について（回答）【〇〇所属名〇〇担当】」で統一してください。

5 留意事項

- (1) 回答内容につきまして、別途ヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 減免による財政支援の必要性がない場合には「該当なし」で回答願います。
- (3) その他、ご不明な点等がございましたら、税務部課税課固定資産税グループ

E-mail: da0007@city.osaka.lg.jp あてメールで照会願います。その際、メールの件名は「市税に係る減免措置について（照会）【●●税目名】【〇〇所属名〇〇担当】」で統一してください。

財政局税務部課税課

固定資産税（償却資産グループ）：岡本 井上(竜)

TEL (06)6208-7768 FAX (06)6202-6953

市民税・軽自動車税・事業所税

(法人課税グループ)：井上(克) 西岡

TEL (06)6208-7747 FAX (06)6202-6953